

欧州金融規制と銀行同盟—ECB・EBA・FSB の関係を中心に—

佐藤 秀樹（金沢大学）

報告概要

現在、欧州における金融規制は **Banking Union**(銀行同盟)を軸として進展している。まず、**SSM**(単一監督メカニズム)について 2014 年 11 月より ECB を中心に、一元的な監督制度が行われている。2015 年には **SRM**(単一破綻処理メカニズム)が 2016 年 1 月の本格的な始動に向けて急速に整えられている。さらに、**Single Rulebook**(単一ルールブック)が **Common DGS**(共通預金保険スキーム)を含める形で準備されている。

本報告では、以下の 3 つの論題を取り上げる。①ECB による **SSM** と **SRM** を巡る現状分析②ECB と EBA との関係③ECB と FSB との関係である。

第 1 に、ECB による銀行監督・銀行破綻処理の展開については、**SSM** と **SRM** における加盟諸国の監督当局(**NCA**s)と ECB との関係が焦点である。大銀行グループ約 120 行を対象に、**JST**s(**Joint Supervisory Teams**)が中心となり監督を行う。ここで **SSM Framework** により **ECB-NCA**s 関係は明記されているが、銀行監督を一元化することは容易ではなく、課題を抱えつつ進展しているのが実情である。そこには金融システムとともに各国の銀行監督政策の方針の相違が存在する。この構造について、フランス、ドイツ、イギリスを焦点に絞り、監督政策の相違を見ていく。

第 2 に、**EBA** の役割が焦点となる。**EBA** は 2009 年 2 月公表の **de Larosière** 報告によって企画され、2011 年に設置された欧州銀行機構である。その本部はロンドンであり、ここにはユーロ域のみならず、**EU28** カ国の銀行に関する技術的な基準が定められる。ストレステスト、**CRR/CRDIV** というマイクロプルーデンス政策が主となる。ここで **EBA** と **ECB** との関係はどのようになっているか。銀行同盟の中心である **ECB** に対して **EBA** はどのような役割を担うのであろうか。**EU28** カ国を包摂する **EBA** の存在意義を検討する。

第 3 に、**FSB** の方針と総合的な規制・監督の方法論である。この機関はスイス・バーゼルの **BIS** (国際決済銀行) の下部機関とはいえ、今や **G20** に政策提言を行っている有力な国際金融機関である。**FSB** は、**G20** の共同声明の基盤となる銀行監督方針を毎回提出している。この **FSB** は **Key Attributes** を銀行監督のベースにおいており、毎年改定を行っている。ここで重要な点は、欧州での銀行同盟とその共通概念を多く有していることである。一方で、**BCBS**(バーゼル銀行監督委員会)が策定する **Basel III** 及び銀行監督へのスタンスについても留意する必要がある。規制・監督の方法論についてこれらを踏まえて考察していきたい。

なお、本稿で取られるアプローチは、政策デザイン(**Design of Policy**)の分野であり、取り扱う対象及び論点が限定的なものである。そのため、今後多角的な検討を要する課題である。